

日本災害情報学会広報委員会運営細則

制定：平成13年6月9日

改正：平成17年5月20日

改正：平成25年10月27日

改正：平成26年10月26日

(通則)

第1条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下、「学会運営規程」という）第15条（4）及び第16条（4）に規定された広報委員会（以下、「広報委員会」とする）の運営について、学会運営規程第25条第1項に基づく運営細則として、定められたものである。広報委員会の運営については、学会運営規程第17条から19条及び第25条によるほか、この細則によるものとする。

(組織および構成)

第2条 本委員会には、委員長（1名）、副委員長（1又は2名）および幹事（若干名）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は20名以内とする。

- 2 委員長は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 副委員長、幹事、委員は、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。
- 4 本委員会に事務局長の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第3条 本委員会の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 企画委員会と連携し、調査・研究など学会活動とその成果の広報
- (2) 災害情報への関心の喚起と知識の普及のための広報
- (3) 内外の諸団体との交流および相互協力による本学会の広報
- (4) 記者会見やメディアとの懇談会などによる本学会の諸活動の広報
- (5) ニュースレターの企画・編集・発行、学会ホームページの運営・管理
- (6) その他必要な事項

(小委員会の設置)

第4条 広報委員会に、小委員会を設置することができる。

(本運営細則等の改廃)

第5条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

付 則

本運営細則は、平成13年6月9日から施行する。

本運営細則の改正は、平成17年5月20日から施行する。

本運営細則の改正は、平成25年10月27日から施行する

本運営細則の改正は、平成26年10月26日から施行する。